

[事案 30-136] 入院給付金支払請求

・令和元年5月15日 和解成立

<事案の概要>

約款上の入院に該当しないとして給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

うつ病を原因として約3か月間入院し、平成27年10月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、支払いを拒否されたが、以下の理由により、疾病入院給付金を支払ってほしい。

- (1)一人暮らしのため、食事や薬の調整ができず、アルコールや薬を多量に摂取するなどし、死んだら楽になるなどと考えることが続いており、生活の再構築のために入院した。
- (2)外泊が多いという理由で支払われなかったが、外泊は訓練外泊で、実生活に戻るために、主治医に確認して行っていた。
- (3)本入院以前にも同じ病名で同じ病院に入院したが、そのときは給付金が支払われた。また、他社の保険では、本入院について、入院給付金等が支払われている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)一般にうつ病は、自宅療養が基本であるとされており、入院はあくまでも病状の悪化や自殺行動を回避するための予防措置であると考えられているところ、申立人には入院当初より希死念慮はなく、一人暮らしであることから家族の同居に起因して病状が悪化するおそれもなかった。そして、本入院中の申立人の治療内容は専ら薬物療法であり、自宅等での治療が困難な状況とは認められず、また、常に医師の管理下において治療に専念していたと判断することもできない。
- (2)外泊が多いことのみを理由として入院給付金の支払いを拒否したものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院の必要性等について判断するためには、医療記録に照らして主治医の証人尋問を行い、申立人の病状の経過や希死念慮の程度、日常生活における支障の程度などを検討し、場合によっては専門医による鑑定をする必要があるが、当審査会にはそのような手続はない。しかし、紛争の早期解決の観点から、保険会社より和解の提案があり、当審査会としてこの点も踏まえて検討した結果、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。